

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分

※該当箇所^に ☒ すること

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	かもといしれんめい
1 政治団体の名称	鹿本医師連盟
2 主たる事務所の所在地	山鹿市山鹿332番地1
3 代表者の氏名	宮崎隆一
4 会計責任者の氏名	前原龍彦
事務担当者の氏名	川端絃美
(電話)	0968-44-2086
(電話)	

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政党の支部	第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

(※)資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。



収 支 の 状 況

収入総額				十億			2	6	8	1	7	6	4
	(前年からの繰越額)						1	7	3	4	5	4	9
	(本年の収入額)							9	4	7	2	1	5
支出総額								7	6	3	0	9	6
翌年への繰越額							1	9	1	8	6	6	8

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額			十億			百万	8	6	2	0	0	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	5 1 人											

[illegible]

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入																	
交付金を供与した本部又は支部の名称		金 額								年 月 日			主たる事務所の所在地		備 考		
熊本県医師連盟				十億			百万		8	3	0	0	0	5	12	21	熊本市中央区花畑町1番13号
こ の 頁 の 小 計									8	3	0	0	0				
合 計									8	3	0	0	0				

(その6)

(6) その他の収入													
摘 要		金 額										備 考	
			十億			百万				千			円
こ の 頁 の 小 計													
1 件 10 万 円 未 満 の も の									2	2	1	5	
合 計									2	2	1	5	

(注) 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1 件10万円未満のもの」の欄に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表															
項 目				金 額										備 考	
1 経 常 経 費				十億		百万			千				円		
(1) 人 件 費															
(2) 光 熱 水 費															
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費									8	8	0	0			
(4) 事 務 所 費								1	9	4	1	6			
小 計								2	8	2	1	6			
2 政 治 活 動 費															
(1) 組 織 活 動 費									5	0	0	0			
(2) 選 挙 関 係 費															
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費														ア～エの計	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費															
イ 宣 伝 事 業 費															
ウ 政治資金パーティー開催事業費															
エ そ の 他 の 事 業 費															
(4) 調 査 研 究 費															
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								7	2	9	8	8	0	729000	
(6) そ の 他 の 経 費														729000	
小 計								7	3	4	8	8	0		
合 計								7	6	3	0	9	6		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項 目 別 区 分		組 織 活 動 費 ()			
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
			十億			百万									
こ の 頁 の 小 計															
そ の 他 の 支 出								5	0	0	0				
合 計								5	0	0	0				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳												項 目 別 区 分			寄付・交付金			(負担金)						
支 出 の 目 的		金 額										年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)			支出を受けた者の住所(又は所在地)			備考			
負担金				十億			百万		7	2	9	0	0	0	5	12	21	熊本県医師連盟			熊本市中央区花畑町1番13号			
こ の 頁 の 小 計									7	2	9	0	0	0				(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。						
そ の 他 の 支 出												8	8	0				(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。						
合 計									7	2	9	8	8	0				(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。						

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳																		
支 出 項 目	金 額								年 月 日			交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考				
			十億			百万												
負担金							7	2	9	0	0	0	5	12	21	熊本県医師連盟	熊本市中央区花畑町1番13号	
この頁の小計							7	2	9	0	0	0						
合 計							7	2	9	0	0	0						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 28 日

政治団体の名称

鹿本医師連盟

会計責任者の氏名

前原龍彦



代 表 者 の 氏 名 （代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名・押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。